

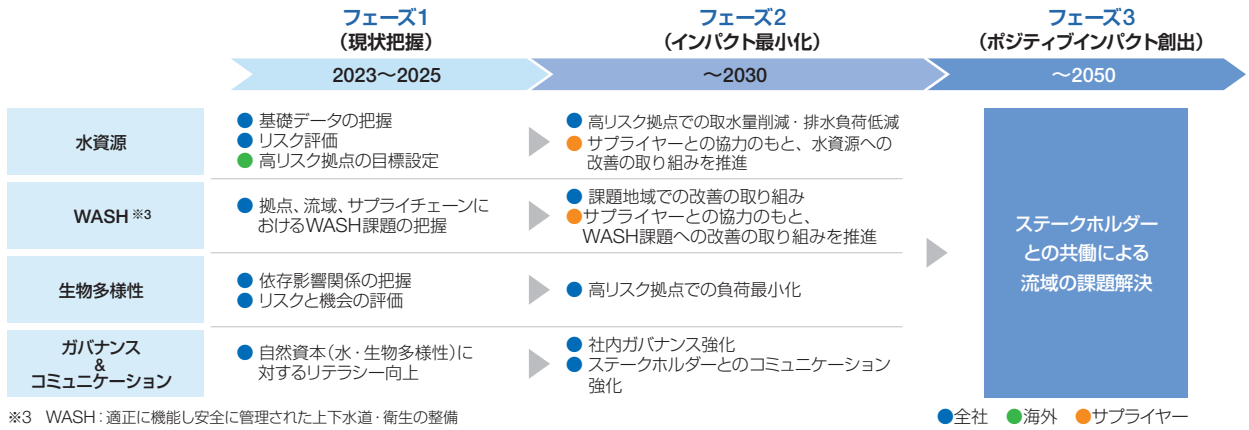
自然資本

取り組み方針

2023年にTNFD^{※1} v1.0やSBTs for Nature^{※2} v1.0ガイダンスが公開され、事業活動による自然への影響の回避・低減と状態の回復に対する企業の役割が明確になりました。当社は操業において天然ゴムや水資源等の自然資本に依存し、少なからず影響を与えている企業であると認識しています。持続的な操業を続けるため、活動地域の現状把握を踏まえ、自然へのインパクトを最小化し、さらにポジティブインパクトを創出していく方針のもと、2023年に長期ロードマップを策定しました。

※1 Taskforce on Nature-related Financial Disclosure（自然関連財務情報開示タスクフォース）

※2 Science Based Targets for Nature（科学に基づく自然関連目標）



※3 WASH：適正に機能し安全に管理された上下水道・衛生の整備

自然関連のリスクと機会への対応

2024年は、2023年に実施した水資源への取り組みの継続と併せ、WASH及び生物多様性について現状把握を開始しました。

水資源への取り組み

2023年に、アキダクトの「Water Depletion」の評価が「高 (High)」リスクとなった中国の拠点において、取水量を2030年に2023年比原単位で10%削減する目標を設定しました。

Water Depletion =
$$\frac{\text{流域の総水消費量}^{※4}}{\text{流域の利用可能な水量}^{※5}}$$

※4 水消費量：再利用不可な取水量

※5 利用可能な水量：流域の水資源量－流域の水消費量

WASHへの取り組み

WASH課題の要因は、水資源の不足や水質汚染、衛生設備の不足など多岐にわたります。拠点・流域・サプライチェーンにおけるWASH課題を適切に把握することを目的に、操業に関連する地域を対象にWASHに

各工程で使用した水を極力循環再生する設備改善の取り組みを継続するとともに、各課への取水量目標の設定など、自然資本の重要性を意識した取水量管理を行った結果、2024年の取水量原単位は7.7 (m₃/t) から7.1 (m₃/t) に減少し、2030年10%削減目標に対して8.0%削減を達成しました。高リスク拠点以外の国内外の主要拠点においても、取水量の増減理由の管理、排水量・排水水質の取得データの充実、及びリスク評価を継続していきます。

関する情報収集・整理を開始しました。自然資本とともに在る地域社会との共生の観点から、WASH課題を解決すべく、課題地域での改善の取り組みにつなげていきたいと考えています。

安全な飲料水、衛生設備（下水道設備等の排水管理）へのアクセス状況の把握

当社生産拠点の所在国別に、一定のサービスレベル^{※6}を有する飲料水及び衛生設備へアクセスできる人口割合を調査しました。その結果、飲料水では中国とタイで、衛生設備ではセルビアとタイで、アクセス人口割合が比較的低いことが判明しました。

今後、当社生産拠点の周辺地域に着目した調査も進め、将来の変化傾向の予察も踏まえてWASH課題を整理していきます。大きなWASH課題があると判断した地域には、改善の取り組みを行うことを考えています。

※6 WHO/ユニセフの水供給・衛生に関する共同監視プログラム(JMP)のモニタリング情報を参照し、設備の状態、処理工程、アクセスに要する時間などの条件をもとに、WHO/ユニセフが推奨する方法にてサービスレベルを評価。

所属国	飲料水への アクセス人口割合 (%)
日本	90-100
中国	40-50
マレーシア	90-100
タイ	40-50
アメリカ	90-100
セルビア	80-90

所属国	衛生設備への アクセス人口割合 (%)
日本	90-100
中国	80-90
マレーシア	90-100
タイ	60-70
アメリカ	90-100
セルビア	60-70

生物多様性への取り組み

TNFDが推奨するアプローチを参考に、当社生産拠点及びサプライチェーンの事業活動における生物多様性をはじめとする自然資本への依存・影響関係と、それら活動場所の自然資本の状態の評価を進めています。

当社生産拠点及びサプライチェーンの事業活動における自然資本への依存・影響関係

TNFDが推奨している自然資本への依存・影響評価ツール (ENCORE^{※7}) を用い、事業活動別に実態を踏まえた依存・影響関係の評価を行い、相対的に依存・影響関係が大きい項目を以下の表のとおり抽出しました。当社の生産活動や上流の天然ゴム加工では、自然

による浄化された淡水の供給機能への依存が大きく、水・土地の利用、廃棄物、及び外乱（騒音、光など）の放出により、自然へ大きな影響を与えていることが判明しました。

※7 自然関連リスクへのエクスポージャー（曝露）を調査し、自然への依存と影響を理解するためのツール。

依存／影響			依存													影響					
大分類			供給サービス			規制及び保守サービス							文化サービス			資源	利用変化	廃棄			
小分類			バイオマスの供給	淡水供給	その他供給	気候規制サービス	降雨パターン調整	土壌と土砂の保持	固形廃棄物処理	水質浄化	水流調整	洪水緩和	暴風雨の緩和	生物学的防除	教育・科学・研究	精神・芸術・象徴的	水使用量	土地使用面積	有害物質の排出	固形廃棄物の放出	外乱（騒音・光）
事業段階	上流	天然ゴム加工																			
	直接操業	タイヤ製造																			
		自動車部品製造																			

依存・影響の程度 大 中 小

当社生産拠点の活動場所における自然資本の状況

前項にて特定した、相対的に大きな依存・影響関係のある項目に対して、当社生産拠点及び加工場ごとに周辺地域の自然状態の評価を進めています。タイヤ製

造に関する一部の評価結果（2025年5月時点）は下表のとおりで、タイヤ生産拠点ごとに個別の依存・影響関係の強さをヒートマップにて表現しています。

当社生産拠点 (タイヤ製造)

生産拠点 (タイヤ)	依存			影響				
	水供給	水質浄化	健全な 水循環の維持	水使用量	大気汚染物質 の排出	水・土壌有害 物質の排出	固形廃棄物 の放出	外乱 (騒音、光など)
日本 (仙台)								
日本 (桑名)								
日本 (福島)								
北米								
中国								
マレーシア								
セルビア								

評価に用いたツール: WWF Biodiversity Risk Filter, WWF Water Risk Filter, Aqueduct, and Integral Biodiversity Assessment Tool

引き続き、調査範囲の拡充を行うとともに、生物学的に影響を受けやすい場所の評価を進め、当社として優先的に改善を行うべき対象と対応策の検討を行っ

ていきます。今後もステークホルダーの皆さまに対し、情報開示を適時に行っていきます。

調査対象の当社拠点及びゴム加工場位置



人権

取り組み方針

2019年1月に策定した「人権・労働に関するグローバル方針」のとおり、当社グループは、事業のグローバル化とステークホルダーの多様化に対応しながら、包摂的な社会の実現に貢献するため、職場や取引先、事業活動を行うコミュニティにおいて事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重した経営に努めます。また、取引先にも、取り組み方針をご理解いただき、ともに企業の人権尊重責任を果たしていただけることを願い、働きかけます。

人権・労働に関するグローバル方針

活動推進体制 (2025年4月)

コーポレート統括部門が主体となって活動を推進し、人権尊重の推進に関する協議を行うほか、人権侵害が起きないよう、日常的に予防する体制を整えています。活動についてはサステナビリティ委員会で進捗報告、審議、決議を行います。

人権デュー・ディリジェンス

当社グループは人権・労働に関するグローバル方針に則り、当社グループの事業活動及びサプライチェーン上の人権への負の影響（人権リスク）を特定して対処する取り組みとして、人権デュー・ディリジェンスを行っています。

2023年に、ビジネスと人権について知見を持つ外部専門家を交えて重要リスクを特定しました。

重要リスク特定のプロセス

1 人権リスクの洗い出し

社内各機能組織へのヒアリングを通じ、リスクにつながる業務上の特徴を把握しつつ、「代表的な国際機関や団体のレポートや提言を踏まえた業界リスク」「業界内のリスク顕在化事例」にも照らして、考慮すべき人権リスクを洗い出しました。

2 重要度評価の実施

ライツホルダー（負の影響を受け得る人権を有する人）ごとに洗い出したすべての人権リスクについて、「深刻度（発生時の被害の深刻さ）」と「発生可能性（当社での顕在化しやすさ）」をスコアリングしたうえで、国連指導原則が提唱する考え方に則り、深刻度に重点を置いて重要度評価を実施しました。

3 重要リスクの特定

重要度評価に基づき、当社グループが優先して対応すべき重要課題を重要リスクとして特定しました。

特定した重要リスク

ライツホルダー	重要リスク	取り組み方針
当社グループ 従業員 就職希望者	労働安全衛生	労働安全衛生マネジメントシステムを運用した取り組み強化
	強制労働・児童労働	強制労働・児童労働排除に向けた仕組み構築
	パワーハラスメント・差別的対応	ハラスメント・差別関連研修の充実・強化
	採用面接における就職希望者への差別的対応	面接担当者向け研修資料の内容充実化
	長時間労働・過重労働	必要人員確保や生産性向上取り組みの強化
製造委託先 物流業者	製造委託先等の労働安全衛生	ホワイト物流の取り組みの強化
	製造委託先等における強制労働・児童労働、長時間労働・過重労働	製造委託先／物流業者管理スキームの強化
原材料調達先	原材料等の生産現場における強制労働・児童労働	CSR 調達の強化 原材料調達先管理スキームの強化
	販売先 消費者 先住民 地域住民、他	紛争鉱物等の調達を通じた紛争等への間接的な加担 製品を通じた紛争等への間接的な加担 製造・廃棄に伴う悪影響 製品の安全品質
		紛争鉱物使用リスク部品に関する製錬会社の調査の強化 販売先管理スキームの強化 排水処理・騒音対策等の強化 品質マネジメントシステムを運用した取り組みの強化

強制労働・児童労働の防止に向けた取り組み

当社グループは、サプライチェーン全体において強制労働や児童労働のリスクが存在し、これがライツホルダーに甚大かつ深刻な被害をもたらす可能性があることを認識しています。そのため、ライツホルダーご

とに具体的なアクションプランを策定し、リスクの防止に取り組んでいます。

●当社グループ従業員の強制労働・児童労働排除に向けた仕組み構築

2023年には、当社グループの国内外すべての拠点において満18歳未満の従業員による労働がないことを確認しています。2024年は、生産拠点向けのガイドラインを作成し、国際基準に基づく強制労働や児童労働の定義、生産拠点における労働慣行の留意点、ならびに、日常的な防止策や発覚時の対応プロセスをグループ内に周知しました。2025年は、国内外のすべての生産拠点においてガイドラインをもとにした自己点検を実施し、強制労働や児童労働が発生していないこと、ならびに児童労働を未然に防止する採用プロセスを踏んでいることを確認しました。今後も、各拠点における人権侵害防止体制の強化を図ります。

自己点検の実施 2025年1～3月

実施拠点数	13
点検項目	強制労働、児童労働
点検数	19
点検例	・勤務時間外に、従業員が職場・寮・工場から離れることを制限していないか ・年齢確認書類により年齢を確認することを採用プロセスとして定めているか

●製造委託先／物流業者管理スキームの強化

2024年は、当社グループが委託している業務内容をもとに重要リスクを考慮すべき優先的な対象先を選定しました。それら国内の倉庫業者17社、国内外の製造委託先31社に「TOYO TIREグループCSR調達ガイドライン」を配布のうえ、当社グループの考え方への支持と取り組み推進をあらためて依頼しました。併せてアンケー

ト調査を行い、すべての対象先から回答を受領して強制労働・児童労働といった深刻な人権侵害がないことを確認しました。今後も、取引先の皆さまとのエンゲージメントを継続し、引き続き人権侵害の防止に努めます。

アンケート調査の実施 2024年9月～2025年2月

回答社数	国内の倉庫業者17社 国内外の製造委託先31社（内1社は2事業所より回答）
質問項目	強制労働、児童労働、長時間労働、賃金の不足・未払い、労働安全衛生
質問数	29問
質問例	・児童労働に関する社内ルール・規定はあるか ・安全衛生に関する教育や啓発などの活動を行っているか

 [CSR調達ガイドライン](#)

●原材料調達先管理スキームの強化

原材料調達先である取引先の皆さまとのエンゲージメントを推進しています。

 [サプライチェーン P56](#)

その他の重要リスクの取り組み実績は、[当社Webサイト](#)にて開示しています。

人権尊重意識の啓発

当社グループは、企業の行動規範に関するeラーニングや階層別研修等で、企業の人権尊重責任についての意識啓発を継続的に行っています。事業所が所在する各地域での人権啓発に関する活動にも参加し、取引先や地域において当社グループの事業活動に関わるすべての人々にも人権の尊重を働きかけています。

また、毎年、12月10日の世界人権デーに合わせ、当社代表取締役社長よりグループ全従業員に向けて、事業を通じて価値を創出していくための多様性豊かな人財基盤の重要性、事業に関わるすべての人々に誠意を持って接することの重要性を発信しています。

グリーンバンスメカニズム

当社グループは、天然ゴムのサプライチェーンに特化した専用窓口、従業員を対象としたハラスメント相談窓口など、複数の相談窓口を設置しています。いずれの窓口も、通報者や相談者のプライバシー保護に十

分配慮し、通報や相談を受けた案件は、必要に応じて社内調査を行い、顕在化している問題については是正措置を講じています。2024年は、深刻な人権侵害に関する事例はありませんでした。